

ベーシック傷害保険 事業継続・事業承継相談費用補償特約の改定について

2023年12月2日以降に保険期間を開始するベーシック傷害保険のご契約において、事業継続・事業承継相談費用補償特約の「特定感染症」の定義につき、下表のとおり「新型コロナウイルス感染症」の記載を削除する改定を実施いたします。

改定前		改定後																	
事業継続・事業承継相談費用補償特約		事業継続・事業承継相談費用補償特約																	
<p><用語の定義> (1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>		<p><用語の定義> (1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>と</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>特定感染症</td> <td> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する<u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注2) (注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限ります。 (注2)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略) </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	(中略)		と	<table border="1"> <tr> <td>特定感染症</td> <td> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する<u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注2) (注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限ります。 (注2)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略) </td> </tr> </table>	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する <u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注2) (注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限ります。 (注2)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>と</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>特定感染症</td> <td> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) (注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略) </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	(中略)		と	<table border="1"> <tr> <td>特定感染症</td> <td> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) (注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略) </td> </tr> </table>	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) (注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略)
用語	定義																		
(中略)																			
と	<table border="1"> <tr> <td>特定感染症</td> <td> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する<u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注2) (注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限ります。 (注2)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略) </td> </tr> </table>	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する <u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注2) (注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限ります。 (注2)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略)																
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第7項第3号に規定する <u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ③ 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注2) (注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限ります。 (注2)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略)																		
用語	定義																		
(中略)																			
と	<table border="1"> <tr> <td>特定感染症</td> <td> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) (注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略) </td> </tr> </table>	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) (注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略)																
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 同条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) (注)同法第7章の2第44条の9(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。 (以下省略)																		

以上